三　第一項第一号の者が正当な理由がなくて法第六条の二第一項の規定による報告をしない場合

4　法第六条の二第二項第二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第一項第一号の者（農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する者又は農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号に規定する者に限る。以下この項において同じ。）が農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号又は農業経営基盤強化促進法第十八条第三項第三号に掲げる要件に該当しない場合

二　第一項第一号の者が第一項第二号の農地又は採草放牧地を適正に利用していない場合

三　第一項第一号の者が正当な理由がなくて法第六条の二第一項の規定による報告をしない場合

第六十条の三～第六十条の五　（略）

第六十条の二～第六十条の四　（略）

（農地法施行規則の一部改正）

第六条　農地法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項） **第十一条**　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） ニ　法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積 ホ～リ　（略） 七～十四　（略） 2　（略） （農地中間管理機構の届出） **第十二条**　法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地中間管理機構は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2　（略） **第十三条**　（略） 2　前条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第九条第一項の承認を受けた後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。 一　（略）	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項） **第十一条**　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） ニ　法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積 ホ～リ　（略） 七～十四　（略） 2　（略） （農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出） **第十二条**　法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2　（略） **第十三条**　（略） 2　前条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法第八条第一項若しくは第九条第一項若しくは第十一条の十一第一項若しくは第十一条の十二第一項の承認を受け、又は同法第十一条の十三第一項若しくは第五項の規定により同法第十一条の十一第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程を定め、若しくは変更した後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。 一　（略）